

公 示 送 達 書

地方税法第20条の2第1項の規定により公示送達します。

なお、書類は当市役所税務課において保管しており、申出があればいつでも交付します。

令和8年8月24日

常滑市長 伊 藤 辰 矢

送 達 を 受 け る べ き 者		送達すべき書類の名称	摘 要
氏 名	通知書番号		
吉田 詩音	2364396	差押調書	
吉田 詩音	2364396	配当計算書	
吉田 詩音	2364396	充当通知書	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。			